

(介護予防) 通所リハビリテーション利用料金一覧表

■ 介護予防通所リハビリテーションの場合

サービス費用の1割、2割又は3割 + 食費 + その他の料金 = 自己負担額

■ 通所リハビリテーションの場合

サービス費用の1割、2割又は3割 + 食費 + その他の料金 } × 利用日数 = 自己負担額

1. 介護度別の利用料金 (サービス費用の1割、2割又は3割が自己負担となります。)

令和元年10月現在

介護予防通所リハビリテーション	介護度	2時間以上3時間未満(1月当たり)			備考(主な加算関係など)		
		1割負担	2割負担	3割負担			
介護予防通所リハビリテーション	要支援1	1,721円	3,442円	5,163円	<ul style="list-style-type: none"> 運動器機能向上加算 1月につき 225 単位 リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ) 1月につき 330 単位 栄養スクリーニング加算 1回につき(6月1回限度) 5 単位 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 要支援1 1月につき 72 単位 要支援2 1月につき 144 単位 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1月につき 算定した単位数に4.7%を乗じた単位数 		
	要支援2	3,634円	7,268円	10,902円			
通所リハビリテーション	介護度	6時間以上7時間未満(1日あたり)			備考(主な加算関係など)		
		1割負担	2割負担	3割負担			
	要介護1	670円	1,340円	2,010円	<ul style="list-style-type: none"> 入浴介助加算 1日につき 50 単位 ※入浴サービスは基本的にリハビリを目的とした入浴、又は、ご自宅でのご家族による入浴介助ができないご利用者を優先します。 リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ) 1月につき 330 単位 リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ) 1月につき(6月以内) 1,120 単位 // 1月につき(6月超) 800 単位 リハビリテーション提供体制加算(6時間以上7時間未満) 1回につき 24 単位 生活行為向上リハビリテーション実施加算 1月につき(3月以内) 2,000 単位 // 1月につき(3~6月以内) 1,000 単位 栄養スクリーニング加算 1回につき(6月1回限度) 5 単位 事業所が送迎を行わない場合 1月につき △47 単位 社会参加支援加算 1月につき 12 単位 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 1月につき 18 単位 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1月につき 算定した単位数に4.7%を乗じた単位数 		
	要介護2	801円	1,602円	2,403円			
	要介護3	929円	1,858円	2,787円			
	要介護4	1,081円	2,162円	3,243円			
	要介護5	1,231円	2,462円	3,693円			

※3割負担(平成30年8月以降)…年金収入280万円未満(1割負担)、280万円以上(2割負担)、340万円以上(3割負担)

2. その他の料金

利用料	金額	備考
食費	650	昼食代
おむつ代	実費	持参可
キャンセル料(要介護利用者)	650	利用予定日の前日(前日が休業の場合はその直前の営業日)の午後5時15分までにご連絡がない場合
教養娯楽費	実費	

[概算額早見表]

介護予防通所リハビリテーション

(1月の利用料金: 1割負担の場合)

介護度区分	基本報酬	運動器機能向上加算	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)	サービス提供体制強化加算	食費	合計(1月あたり)
要支援1	1,721円	225円	330円	72円	650円×日数	2,348円+食費
要支援2	3,634円	225円	330円	144円	650円×日数	4,333円+食費

※サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イの単位数は介護福祉士が50%以上配置された場合

※上記の他に介護職員処遇改善加算等が加算されます。

通所リハビリテーション

(1日の利用料金: 1割負担の場合)

介護度区分	基本報酬	リハビリテーション提供体制加算	サービス提供体制強化加算	入浴介助加算	食費	合計(1日あたり)
要介護1	670円	24円	18円	50円	650円	1,412円
要介護2	801円	24円	18円	50円	650円	1,543円
要介護3	929円	24円	18円	50円	650円	1,671円
要介護4	1,081円	24円	18円	50円	650円	1,823円
要介護5	1,231円	24円	18円	50円	650円	1,973円

※リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ)については、6月以内:1,120円/月、6月超:800円/月が加算されます。

※上記の他に介護職員処遇改善加算等が加算されます。